

写

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年12月5日

北海道電力株式会社

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電 VM 料企 第 4 号  
2025 年 12 月 5 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 齋藤 晋

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

# 特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年1月1日実施

北海道電力株式会社

# 料金その他の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年8月25日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力

量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

## 別 表 (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$

$\beta = 0.0899$

$\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
- ア 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間

- ア 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。
- (ロ) 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費  
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおり  
といたします。

		2026年1月の検針日 から 2026年3月の 検針日の前日までの 期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の 検針日の前日までの 期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワ ットまでごとに	87円39銭	29円13銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につ き	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	52円20銭	17円40銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日  
につき次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の 検針日の前日までの 期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の 検針日の前日までの 期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1 円 41 錢	0 円 47 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2 円 82 錢	0 円 94 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 82 錢	0 円 94 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	28 円 17 錢	9 円 39 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	28 円 17 錢	9 円 39 錢

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の 検針日の前日までの 期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の 検針日の前日までの 期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	29 円 61 錢	9 円 87 錢
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	14 円 81 錢	4 円 94 錢

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の 検針日の前日まで の期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の 検針日の前日まで の期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7円40銭	2円47銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	14円80銭	4円93銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	44円41銭	14円80銭
契約電力3キロワットをこえる場合1キロ ワットを増すごとに1日につき	14円80銭	4円93銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の 検針日の前日まで の期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の 検針日の前日まで の期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力(脱穀調整用電力)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算

定いたします。

## 2 基 準 単 價

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

#### ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭4厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭8厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭8厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円08銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円08銭1厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円13銭6厘
-----------------	---------

## 二 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワットを増すごとに
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘

## (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭3厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2026年2月分から2026年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、2026年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		2026年2月分～3月分	2026年4月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円 50銭	1円 50銭

#### ○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年2月分～	2026年4月分
				(※1)	3月分(※2)	(※2)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	17円 48銭	5円 83銭
		10Wをこえ 20Wまで	〃	7.768	34円 96銭	11円 65銭
		20Wをこえ 40Wまで	〃	15.536	69円 91銭	23円 30銭
		40Wをこえ 60Wまで	〃	23.304	104円 87銭	34円 96銭
		60Wをこえ 100Wまで	〃	38.840	174円 78銭	58円 26銭
		100W超過 50Wまでごとに	〃	19.420	87円 39銭	29円 13銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	52円 20銭	17円 40銭
		50VAをこえ 100VAまで	〃	23.202	104円 41銭	34円 80銭
		100VA超過 50VAまでごとに	〃	11.601	52円 20銭	17円 40銭
臨時電灯A	50VAまで1日につき	50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円 41銭	0円 47銭
		50VAをこえ 100VAまで1日につき	〃	0.626	2円 82銭	0円 94銭
		100VA超過 500VAまで	〃	0.626	2円 82銭	0円 94銭
		100VAまでごとに1日につき	〃	6.260	28円 17銭	9円 39銭
	500VA超過 1kVAまで1日につき	500VA超過 1kVAまで1日につき	〃	6.260	28円 17銭	9円 39銭
		1kVA超過 3kVAまで	〃	6.260	28円 17銭	9円 39銭
臨時電力	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 14円 81銭	(※3) 4円 94銭	
	1kW1日につき	1kW	6.579	29円 61銭	9円 87銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年2月分～	2026年4月分
				(※1)	3月分(※2)	(※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)	
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kW の場合 1 日につき		1 契約	1.645	7 円 40 錢	2 円 47 錢
	1kW の場合 1 日につき		〃	3.289	14 円 80 錢	4 円 93 錢
	2kW の場合 1 日につき		〃	6.579	29 円 61 錢	9 円 87 錢
	3kW の場合 1 日につき		〃	9.868	44 円 41 錢	14 円 80 錢
	3kW 超過 1kW 増すごとに		〃	3.289	14 円 80 錢	4 円 93 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。